

公益的法人等への武蔵野市職員の派遣等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月1日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

公益的法人等への武蔵野市職員の派遣等に関する条例の一部を
改正する条例

公益的法人等への武蔵野市職員の派遣等に関する条例（平成14年3月武蔵野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 武蔵野市一般職の職員の定年等に関する条例（昭和60年3月武蔵野市条例第30号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 武蔵野市一般職の職員の定年等に関する条例（昭和60年3月武蔵野市条例第30号。<u>以下「定年条例」という。</u>）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(4) <u>定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p></p> <p>字句の追加</p> <p>号の追加</p> <p>号の繰下げ</p>

<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 及び 2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 及び 2 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>3 <u>武蔵野市一般職の職員の定</u> <u>年等に関する条例の一部を改</u> <u>正する条例(令和 年 月武</u> <u>蔵野市条例第 号)付則第 2</u> <u>条第 1 項の規定により期限の</u> <u>延長をすることとされている</u> <u>職員は、定年条例第 4 条第 2</u> <u>項の規定により期限を延長す</u> <u>ることとされている職員とみ</u> <u>なして、この条例の規定を適</u> <u>用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">項の追加</p>
--	---	---

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)の施行による地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)の改正を踏まえ、所要の改正をするものである。